

令和6年度第5回 府中市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年8月26日(月)午前9時30分から午前10時20分

2. 開催場所 上下町民会館 2階 会議室

3. 出席委員 8人

1番 秋山 剛	2番 坂永年弘	3番 野津田はるみ
5番 小森山仁司	8番 末宗龍司	9番 古城竹吉
10番 竹内茂樹	11番 小寺 旭	

推1番 居神友久	推2番 上岡稔弘	推3番 上門三義
推4番 濱保敬志	推5番 向田定男	推6番 横山寿人
推7番 大野 宏	推8番 平迫 豊	推9番 井上安人
推10番 加納 巧	推11番 神田純治	推12番 檜崎 登

4. 欠席委員 4番 田中智文 6番 瀬尾 毅 7番 木戸安江

5. 傍聴人 なし

6. 議事日程

第1 開会あいさつ

第2 議事録署名人の指名

第3 協議事項

議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第22号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について

第4 報告事項

報告第13号 農地法第5条の規定による届出について

報告第14号 取消し願いの受理について

第5 その他

(1) 9月の総会の日程について

7. 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長 田原 慎吾

農地係係長 田渕 哲也

農地係主事 上藤 匠馬

8. 会議の概要

【事務局長】 定刻になりましたので、これより令和6年度第5回農業委員会総会を開催します。まずは会長より挨拶をお願いします。

【議長】 (会長挨拶)

本日の欠席委員は4番 田中委員、6番 瀬尾委員、7番 木戸委員です。定数に達しておりますので、令和6年度第5回農業委員会総会をこれより開催します。

本日の議事日程はあらかじめお手元にお配りしておりますとおりです。なお、携帯電話につきましては、マナーモードか電源をお切りください。

【議長】 それでは、日程第2 議事録署名委員の指名を行います。本総会の会議録署名委員は、会議規則第18条第2項の規定により、9番 古城委員、10番 竹内委員を指名します。よろしくお願いします。

【議長】 それでは、日程第3 協議事項に入ります。なお、発言に当たっては、挙手のうえ、議長の指名を受けてからお願いします。

議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明してください。

【事務局（上藤）】（議案第21号を説明）

【議長】 続いて、担当委員の補足説明をお願いします。番号1を檜崎委員をお願いします。

【推12番 檜崎委員】 8月21日に小寺会長、神田委員の3名で現地確認を行いました。現地は、栗柄町のマルケイ木工の北西約100mに位置しています。譲渡人は高齢で労力不足のため、耕作管理が難しいため譲渡されとのことでした。譲受人は耕作をされており、果樹を植えられとのことでした。問題はないと思われます。

【議長】 続いて、番号2を居神委員をお願いします。

【推1番 居神委員】 8月21日に古城委員と現地確認を行いました。現地は、国道432号にある有福谷山商店から東へ約400mに位置している有福生活改善センターに隣接したところに位置しています。譲渡人は他市に居住されており農地の耕作管理が困難なことから譲渡されとのことでした。

この農地は従前より、譲受人の祖父が管理をされてきたところで、農業に長年携わられています。譲受人は大学の農学部を卒業しており、農業への意欲や知識も旺盛でご家族と共に耕作管理をされとのことでした。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【議長】 続いて、番号3及び番号5を横山委員をお願いします。

【推6番 横山委員】 8月19日に譲受人、野津田委員の3名で現地確認を行いました。譲渡人は遠方に居住しており、耕作管理が困難なことから経営規模拡大を考えている譲受人に譲渡されとのことでした。

【議長】 続いて、番号4を濱保委員をお願いします。

【推4番 濱保委員】 8月18日に末宗委員と現地確認を行い、譲渡人と譲受人から話を聞き取りました。現地は、JR矢野駅前付近で、住宅と山の間に小さい畑が点在しているところでした。譲渡人は県外に在住しており時々地元に帰られて自宅と周辺の土地を管理されていましたが、高齢であり今後も管理していくのは難しいことから、近所に住まわれて土地の管理も手伝ってもらっていた譲受人に譲渡される意向です。譲受人も自身の土地と合わせて管理をされていくとのことでした。問題はないと思われます。

【議長】ただ今の事務局並びに担当委員の補足説明にご質疑はございませんか。

(質疑なし)

【議長】質疑なしと認めます。それでは、議案第 21 号は提案どおり許可妥当とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

【議長】異議なしと認めます。それでは、議案第 21 号は提案どおり許可妥当とします。

【議長】続いて、議案第 22 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、事務局から説明してください。

【事務局（上藤）】（議案第 22 号説明）

【議長】続いて、担当委員の補足説明をお願いします。それでは、番号 1 を井上委員お願いします。

【推 9 番 井上委員】以前別の方からの申請で借受人が受けた農地の隣接地になります。この農地は現在耕作放棄地となっておりますが、この度の申請により隣接地と合わせて借受人が耕作をされるとのことです。問題はないと思われます。

【議長】ただ今の事務局並びに担当委員の補足説明にご質疑はございませんか。

(質疑なし)

【議長】質疑なしと認めます。それでは、議案第 22 号は提案どおり承認とすることにご異議はございませんか。

(異議なし)

【議長】異議なしと認めます。それでは、議案第 22 号は提案どおり承認とします。

【議長】続いて、議案第 23 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について事務局より説明してください。

【事務局（上藤）】（議案第 23 号説明）

【議長】それでは、担当委員の補足説明をお願いします。番号 1 を神田委員お願いします。

【推 11 番 神田委員】8 月 21 日に小寺会長、檜崎委員と現地確認を行いました。現地は、鵜飼町の清瀧神社より本山工業団地に向かって約 750m に位置します。譲渡人は遠方に居住しており、農業後継者もないことから長期間耕作はされていません。耕作放棄地として荒地になる前に土地の有効活用を検討している中、譲受人から太陽光発電用地として利用したい旨の申し入れがありこの度申請するものです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【議長】続いて、番号2を檜崎委員お願いします。

【推12番 檜崎委員】8月21日に小寺会長、神田委員の3名で現地確認を行いました。現地は、栗柄町の西龍寺の墓地のすぐ下になります。借受人の送電線工事のための事務所及び機材置場、駐車場での使用となります。10月からの2ヵ月間の使用で、その後は転用前の現況へ復帰をされるということです。問題はないと思われます。

【議長】ただ今の事務局並びに担当委員の補足説明にご質疑はございませんか。

(質疑なし)

【議長】質疑なしと認めます。それでは、議案第23号は提案どおり許可妥当の意見とすることにご異議はございませんか。

(異議なし)

【議長】異議なしと認めます。それでは、議案第23号は提案どおり許可妥当の意見とします。

【議長】続いて、日程第4 報告事項に入ります。報告第13号 農地法第5条の規定による届出について、事務局から報告してください。

【事務局（上藤）】（報告第13号報告）

【議長】ただ今の事務局の報告について、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

【議長】質疑なしと認めます。

【議長】続いて、報告第14号 取消し願いの受理について、事務局から報告してください。

【事務局（上藤）】（報告第14号報告）

【議長】ただ今の事務局の報告について、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

【議長】質疑なしと認めます。これをもって本日の議事及び報告については終了とします。

【議長】続いて日程第5 その他に入ります。来月の農業委員会の日程についてですが、9月25日（水）午前9時30分から、会場は上下町民会館 2階 会議室で決めたと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

【議長】それでは、次回は9月25日（水）午前9時30分から、会場は上下町民会館

2階 会議室と決めさせていただきます。これをもちまして、本日の総会の議事日程のすべてを終了しました。ご苦労様でした。

令和6年8月26日

議長（会長）

以上の議事内容及び結果について、事実と相違ないことを証するため、議事録署名人は次に署名押印する。

議事録署名人

議事録署名人